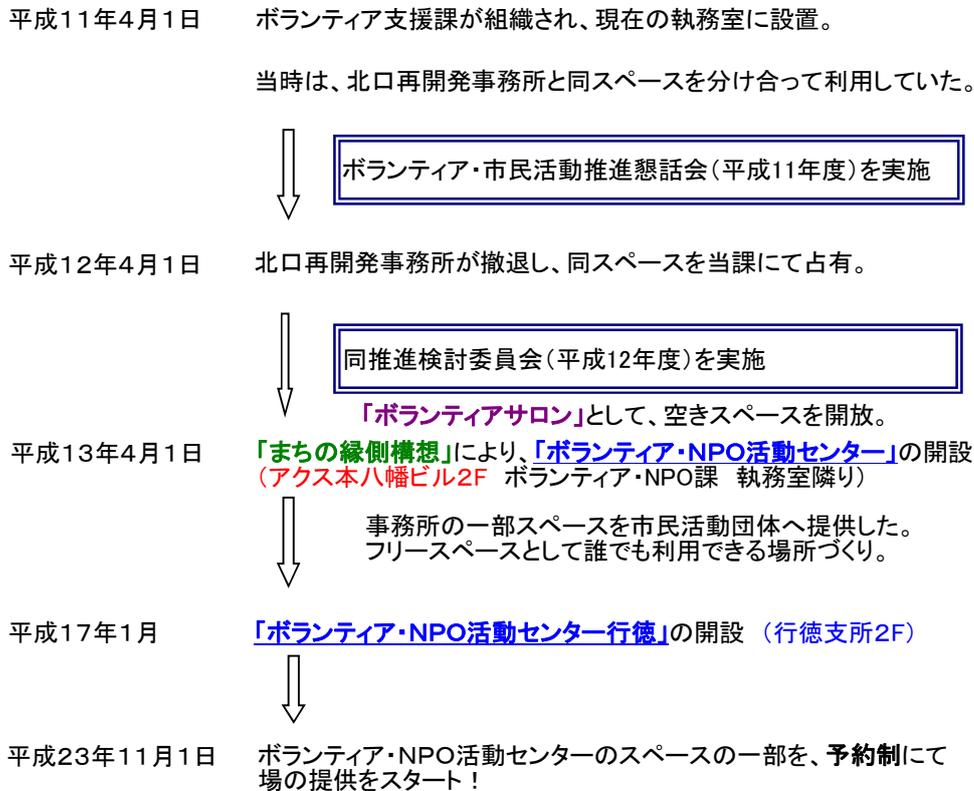


ボランティア・NPO活動センター

経緯・経過



主な業務

- ボランティアやNPO活動に関する相談の受付 ⇒ 対応:市職員及びボランティア・アドバイザー
- ボランティアやNPO活動に対する、会議・打ち合わせ・作業スペースの提供
- ボランティアやNPO活動の紹介及び活動やイベント等に関するパンフレット及びチラシの設置
- ボランティアやNPO活動に関する各種書籍の設置及び貸し出し

主な概要

- 開設日時 **<アクス本八幡>**
月曜日から土曜日(祝祭日は除く)
午前9時から午後8時30分
<行徳支所2F>
月曜日から金曜日(祝祭日は除く)
午前9時から午後5時00分
- 主な仕様 会議スペース・印刷機・コピー機、パソコン、プリンター、
書籍(貸し出し可)、シュレッター(アクスのみ)、紙折機(アクスのみ)など
- 管理方法 **<アクス本八幡>**
平日昼間 ⇒ ボランティア・NPO課 職員
平日夜間及び土曜日 ⇒ 市川市シルバー人材センターへ委託
<行徳支所2F>
平日昼間 ⇒ 市川市ボランティア協会へ委託

(平成24年度 当初予算)

ボランティア・NPO 活動センター運営事業費 計 5,682千円

第11節 需用費

10細節 消耗品費 667,000円

①印刷機等に係る消耗品費 637,000円

②図書用消耗品費 30,000円

第12節 役務費

30細節 手数料 64,000円

複写機保守手数料 (パフォーマンスチャージ料) 64,000円

@3.5円×12,700枚/年×1.05%+@25円×630枚/年×1.05%≒64,000円

第13節 委託料

10細節 委託料 4,825,000円

<アクス本八幡>

①月曜日から土曜日 (午後5時～午後9時) 1,987,712円

848円×4時間×2人×293日= 1,987,712円

②土曜日 (午前9時から午後5時) 626,842円

816.2円×8時間×2人×48日= 626,842円

①+②≒2,615,000円 (A)

<センター行徳>

①月曜日から金曜日 (午前9時～午後5時) 2,210,000円 (B)

(A) + (B) = 4,825,000円

第14節 使用料及び賃借料

30細節 賃借料 126,000円

①印刷機及びプリンター賃借料 126,500円

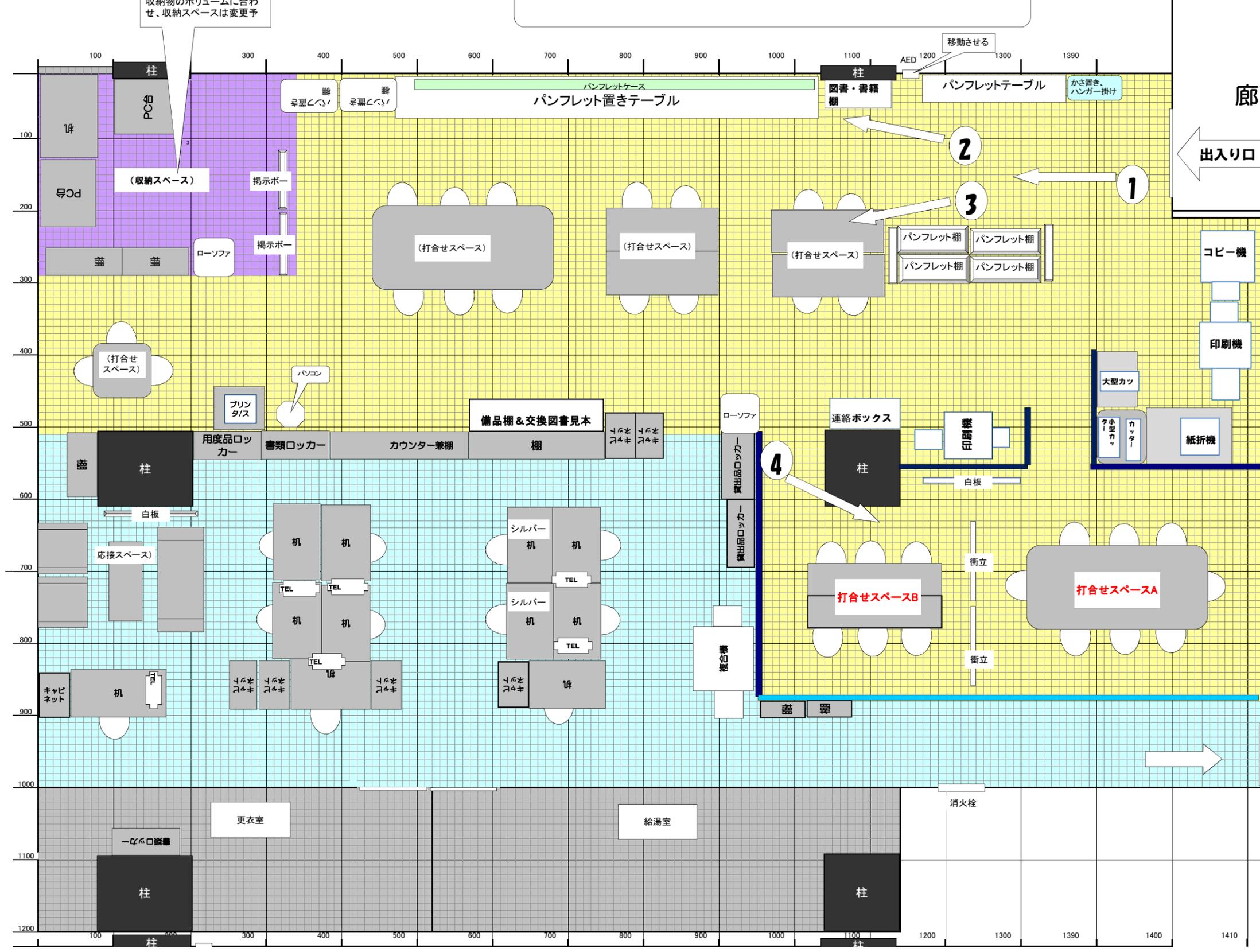
10,000円×12月×1.05= 126,000円

ボランティア・NPO 活動センター (アクセス2F)



平成23年10月5日現在

ボランティア・NPO活動センター



廊下
出入り口

1
2
3

4

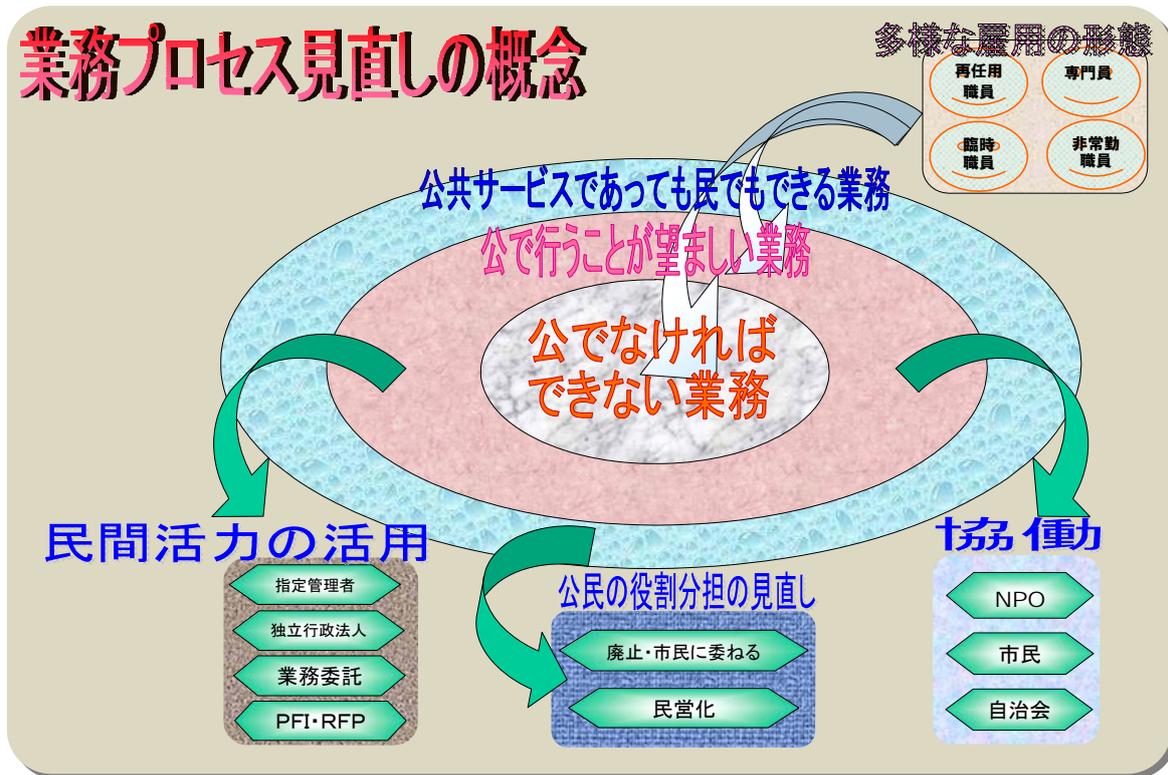
打合せスペースB
打合せスペースA



市川市アウトソーシング基準について

1. 市川市アウトソーシング基準とは

下表のうち「公で行うことが望ましい業務」「公共サービスであっても民でもできる業務」を対象に、一定の基準に該当する場合に、アウトソーシングを活用した運営を図るもの。



※ 3つに区分した公共サービスの具体的な業務の内容

① 公でなければできない業務

- ・ 許認可等の行政処分 ・ 法令等に規定される直接業務
- ・ 市民の生命、財産に直接係わる業務 ・ 即時対応の必要な業務
- ・ 政策形成・調整に関する業務

② 公で行うことが望ましい業務

- ・ 採算性の問題を抱える業務 ・ 市場が成熟していない業務
- ・ 内部管理業務 ・ 公正・中立な遂行が求められる業務

③ 公共サービスであっても民でもできる業務

- ・ 収益性のある業務 ・ 社会公共の利益実現に地域が主体となる業務
- ・ 私的サービスである業務 ・ 民間が能力を蓄えた業務

2. アウトソーシングの基準

(1) 共通の基準

NPO、外かく団体、民間事業者等のノウハウや専門性を活用することが望ましい次に掲げる性質を持つ業務や業務の中の特定の活動に着目して、アウトソーシングを活用した運営を進めるものとする。

- ① 常に工程が一定な極めて定型的なもの
- ② 時期的に集中するもの
- ③ 高度な技術又は専門的知識を要するもの
- ④ 費用対効果の改善が期待されるもの
- ⑤ イベントなどの企画運営的なもの
- ⑥ 危険、困難又は特殊な作業を伴うもの
- ⑦ 職員の勤務条件の改善を行おうとするもの
- ⑧ 地域の雇用が創出され市域全体の活性化が期待できるもの
- ⑨ 民間市場が成熟していて同様のサービス提供が行えるもの
- ⑩ 市民との協働による業務運営が効率的、効果的なもの
- ⑪ 欠員の補充が難しい、または欠員の補充を行わないもの

(2) 指定管理者の基準

単に施設の維持管理を代行させるということではなく、指定管理者制度に規定されるコスト縮減の面、サービス向上の面はもちろんのこと、管理運営を代行させることによって、弾力的な管理運営につながることを期待される次に掲げる場合に適用するものとする。

- ① 開館時間の延長や祝日の開館などサービスの拡充につながる場合
- ② 自主事業などのサービスの展開が多様で、高度になる場合
- ③ 将来的に利用料金制度の導入など経営面で大きな改善につながる場合

3. アウトソーシングの手法

(1) 業務委託

市が本来自ら執行すべき業務について、効率性や経費削減等の観点から、市がその業務の処理を契約に基づいてNPOや民間事業者等に行わせるもの。人材派遣も含める。

(2) 「公の施設」の指定管理者による管理運営（管理代行）

「公の施設」の設置の目的を効果的、効率的に達成するために行う管理運営に係る一切の作用について、議会の議決により指定した法人等の責任において代行させるもの。

(3) PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）

公共施設の建設、維持管理、運営等に民間の資金、ノウハウを生かして、市が直接実施するよりも、効率的かつ効果的に施設整備や公共サービスの提供を行おうとするもの。

(4) NPO等との協働

公共サービスを提供する手段として、NPO、自治会、法人その他の団体又は個人等の独自性、自立性を尊重しながら、相互の特性を生かして市とともに業務運営を進め、かつ、両者が単独で実施するよりもきめ細かく、効率化が図られるものであり、併せて地域の活性化につながるもの。

(5) その他

民営化、地方独立行政法人もアウトソーシングに含めるものとする。

4. アウトソーシングを進めるに際してのチェック項目

(1) 手続き

- ① 各種法令に適合していること。
- ② 競争性、透明性、公平性をもった手続きがとれること。
- ③ 利害関係者の理解が得られるよう、余裕のあるスケジュールで取り組んでいること。

(2) その他

- ① 責任の所在が明確であること。
- ② 個人情報などのデータ管理について機密保持が確実にできること。
- ③ 事故発生時など緊急時に十分な体制が整うこと。
- ④ アウトソーシングをしようとする業務に従事している職員を別の分野で活用できること。

5. アウトソーシングの進行管理

アウトソーシングを計画的に推進するため、所管課はその執行状況について情報の公開に努め、業務改善の実施状況について次に掲げる資料を整え、適切にその執行の管理を行うものとする。

- ① コスト削減に関する資料
- ② 業務目標に関する資料
- ③ 効率化による職員の効果的配置に関する資料
- ④ 提供されるサービスの内容に関する資料
- ⑤ その他業務の進行管理に必要な資料

本市における指定管理者制度の状況

1. 本制度の概要

指定管理者制度とは、地方公共団体が議会の議決を経ることにより、民間事業者等の団体を、「公の施設」の管理運営を行わせる団体として指定するもので、平成15年9月の地方自治法改正により導入された。従来「公の施設」の管理の委託の際に設けられていた、委託先団体や業務・権限にかかる制限が緩和されたことにより、施設管理を民間の幅広い団体に代行させることが可能になった。

※「公の施設」…住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設。法律や条例に基づいて設置するものとされる。

例) 公民館、図書館、保育園、デイサービスセンター、文化施設、公営住宅、都市公園、運動施設、駐車場、公衆トイレ、学校、下水道、道路 等

2. 本制度の目的

「公の施設」の管理運営に民間活力を導入することにより、住民ニーズに柔軟に対応できる、効果的で効率的な施設運営を行い、住民サービスを向上させる。

3. 本制度の概要（下線は特徴となる点）

	指定管理者制度
市が施設の管理を行わせることができる者	<u>民間事業者を含む幅広い団体</u> (個人は除く)
業務の範囲	市の指定を受けた者(指定管理者)が、条例に基づいた施設の管理業務を代行(委託ではない)。
権限の範囲	条例に基づき、 <u>指定管理者にも一定の使用許可権限を持たせることが可能。</u>

5. 本市における指定管理者制度の状況

(1) 指定管理者制度導入施設数(公の施設総数は平成 23 年度現在)

公の施設総数	指定管理者制度導入施設数
672 施設	69 施設

(2) 指定管理者制度導入施設数の内訳

(単位：施設)

	保育園	母子生活支援施設	デイサービスセンター	老人いこいの家	老人ホーム	障害者福祉施設	放課後保育クラブ	集会室	文化会館・公会堂	文化ギャラリー	図書館	合計
指定管理者制度導入施設数 ／ 全施設数	8 ／ 30	1 ／ 1	7 ／ 7	1 ／ 10	1 ／ 1	1 ／ 6	43 ／ 43	1 ／ 1	3 ／ 3	2 ／ 2	1 ／ 5	69 ／ 109
株式会社・有限会社			1	1				1			1	4
財団・社団法人									3	2		5
公共団体												
公共的団体	8	1	6		1	1	43					60
NPO法人												
その他の団体												

※公共団体…地方公共団体、地域改良区など

※公共的団体…社会福祉法人、農業協同組合、自治会など

ただし市川市の場合、60 施設の指定管理者は全て社会福祉法人

(3) 指定管理者制度導入施設の経費(平成 22 年度指定管理料決算額)

保育園	1,107,872 千円
母子生活支援施設	38,218 千円
デイサービスセンター	(利用料金制)
老人いこいの家	7,756 千円
老人ホーム	117,287 千円
放課後保育クラブ	786,285 千円
集会室	2,442 千円
文化会館・公会堂	521,838 千円
文化ギャラリー	28,900 千円
図書館	66,837 千円
合計	2,677,435 千円

※障害者福祉施設は平成 23 年度より指定管理者制度を導入したため除外。

6. 「協働」の概念における指定管理者制度の位置付け

- ・指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに的確かつ柔軟に応じていくため、行政が持ち得ない施設の管理運営ノウハウを民間に求める、「官民協働」の主要なツールの一つとされている。
- ・「協働」により行われる事業を評価する基準や仕組みは、本市を含め多くの自治体で確立できていないという課題がある。その中で指定管理者制度は、①「議決」が必要であること、②「指定期間」を設定すること、③「モニタリング」を定期的に行うことなど、指定管理者の活動に一定の制約を課しているとともに、第三者の視点を取り入れた評価が行われる仕組みとなっており、「協働」のツールの中では比較的透明性が高い。
- ・住民を主として構成する団体が指定管理者に指定された場合には、住民ニーズに直に応えた自主事業の実施など、住民本位の施設運営が行われることが大きく期待される。
(ただし、本市では該当する事例はない)

7. 「協働」の観点からみた指定管理者制度の課題

- ・指定期間の設定による業務の継続性への支障
- ・行政側による低コスト化の過剰期待傾向
- ・指定管理料や小額のものを除く施設・設備修繕費用など、支出の恒常的な存在

平成24年度第1回市政戦略会議に先立つ各委員からの意見一覧

No.	委員名	「本市がとるべき今後の協働体制の方向性」にかかる自由意見	新たな手法、体制(制度や組織)に的を絞った意見
1	青柳委員	<p>財政難が叫ばれる折から、多岐にわたる市民ニーズに、今まで通りにきめ細やかに行政が応えていくのには、将来的には無理な部分が出てくると考えます。</p> <p>市民が自らの手で、課題を解決するべく、市内に数多くある何らかのNPO、ボランティアなどに参加して、行政の手から離れた部分を担っていくことは、とても意義のあることだと思うので、今後ますます密接に、協働体制を構築していくことが重要であると思います。</p> <p>NPO、ボランティア団体の活動分野は多岐にわたっていますが、各分野ごとに、新たな知識の習得や、各団体で発生した課題などが解決できるように、各団体の横のつながりが深められるように、情報交換の場を提供する等の工夫も必要かと思えます。</p>	<p>今現在の、かゆいところにまで手が届くような行政の体制には、これまでの役所の皆様のご腐心、ご苦勞の賜物であると、感謝いたしております。</p> <p>これを、現状に即してコンパクトにしていく、という方向になるのであれば、一度、江戸時代等の一昔前に立ち返り、市民にとって本当に必要なものは何か、をまず考えることから始めることだと思います。</p> <p>例えば、ライフラインを守る、治安を守る、等の、市民生活を営むにあたって、本当に必要な事柄だけをピックアップして、それと照らし合わせて、現在行われている細やかなサービス等は、市民との協働事業へと順次シフトしていく、という洗い出しが必要かと思えます。</p>
2	大矢野委員	<p>一般に、「協働」とは複数の主体がなんらかの目的意識を共有し、その目的を達成するために、お互いに不足している部分を補いながら活動することとされている。</p> <p>ここで、相互の主体間で目的意識が共有されている場合には、実行すべきアクションは明確である。時間的、経済的に効率よく実行するための方策とその実行主体を決めれば良い。逆に、現在とりうる方策で許容可能な方策がとれない、もしくはその主体が決まらない場合はその時点で実現困難な問題として認識される。業務のアウトソーシング、市川市独自の1%条例は協働に対する具体的な解法のひとつである。業務内容がはっきりしているが、行政が直接処理するよりも適当な外部団体に委託した方が効率が良い場合にはアウトソーシングが好ましい。活動内容も主体も明確であるが、主体が行政でなく、その主体がなんらかの資金援助を必要とする場合には「1%条例」支援の効果が期待される。</p> <p>これに対して、漠然と「やったほうがよいと思われるが、その具体的な活動内容や事業主体が明確でない場合」が問題となる。実行すべき事業に対する具体的な理解が主体間で異なっている場合には労力や資金を費やした活動が実りある結果に結びつかない。反面、具体的なニーズが存在しても、市民と行政ともに「相手の仕事」と考えている場合には水掛け論になってしまう。</p> <p>このことは、2010年に開催された市川市事業仕分けにおいて、IT関連の事業がことごとく「廃止」の判断を仰ぐことになったことにもあらわれている。「ITを生活に役立てる」ことは市民も行政も「重要」だと考えていたとしても、具体的に行政が行った施策は「役に立たない」と判断されてしまったことは双方にとって不幸な結果となってしまった。</p> <p>事業仕分けは、市民による行政がきちんと機能しているかというチェック機能として重要である。しかし、具体的な施策が決まる前に市民がチェックするという機能、さらに施策の決定段階で市民の要求を表明する機会が必要ではないか。一般に公共事業の内容を決定することは議会の仕事と考えられるが、活動の内容が「市民と協働」という場合には、意思決定段階からの市民参加が重要である。</p> <p>「目的」や「要求」が明確化されていない場合には、要求を積極的に開発し、具体化していくという意識と技術が必要である。「要求獲得」「要求分析」「要求開発」「要求管理」というような技法はソフトウェア工学、特に要求工学の分野で用いられており、参考にする価値があると考えている。</p> <p>最後に、2006年、2008年に実施した千葉商科大学と市川市との協働プロジェクト「どこでも市長室」を例に、行政と大学の目標の違いを簡単に紹介する。「どこでも市長室」とは千葉商科大学、付属高校、市長室を高速インターネット回線で結び、従来のSDテレビ放送と同等の高品質・双方向リアルタイム会議システムを構築した。この会議システムをもちいて、市長と大学生、高校生が身近な問題点について議論を戦わせた。ここで、市川市の目的は、大学生に代表される若い世代の地域行政へ参加促進、大学の目的は、実際の地域行政の長と直接議論を戦わせることにより学習意欲、就業意識を高めること、長期的には、災害が起こった場合の避難所間の連携を災害に強いインターネットで実現することであった。</p> <p>このように、同一プロジェクト内に存在する異なる主体と目標を共存させるためには、プロジェクト初期の段階から双方間での「要求管理」が必要であることは明らかであろう。</p>	<p>「協働」して事業を遂行するためにはその「目的(要求)」が共有され、具体的な「目標」が明確になっていることが望ましいことは既に述べた。ここで、目標の明確化と事業の維持を目的とするための「協働事業マネジメント」を提案したい。「協働事業マネジメント」とは次の要素より構成されるライフサイクルに類似したプロセスであるとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要求開発：今後実施すべき「事業」の必要性を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 提案：公開でのプレゼンテーション ○ 関連部署への連絡 ○ 要求の具体化 ○ 他の類似事業との擦り合わせ ○ 一般からのコメントの受付 ・事業化可能判定：資金、人材などの資源と事業の意義とのバランスなどから判定。実施事業には必ず具体的な目標と、有効期限を明確化することを義務づける。 ・事業管理：各事業の進捗状況のデータベース化。 ・事業検査：いわゆる「事業仕分け」を包含するもの。事業の改善、廃止などを判定。 <p>ここでの提案は、市川市が既に実施している「協働事業提案制度」の概略と矛盾しない。しかし「協働」が想定している問題領域が異なることを改めて強調する。市民が事業を市に提案するだけでなく、市が行う協働に関する事業も市民に提案し、要求獲得の場を設けるべきである。特に、事業内容を決める段階での市民参加が重要である。</p>

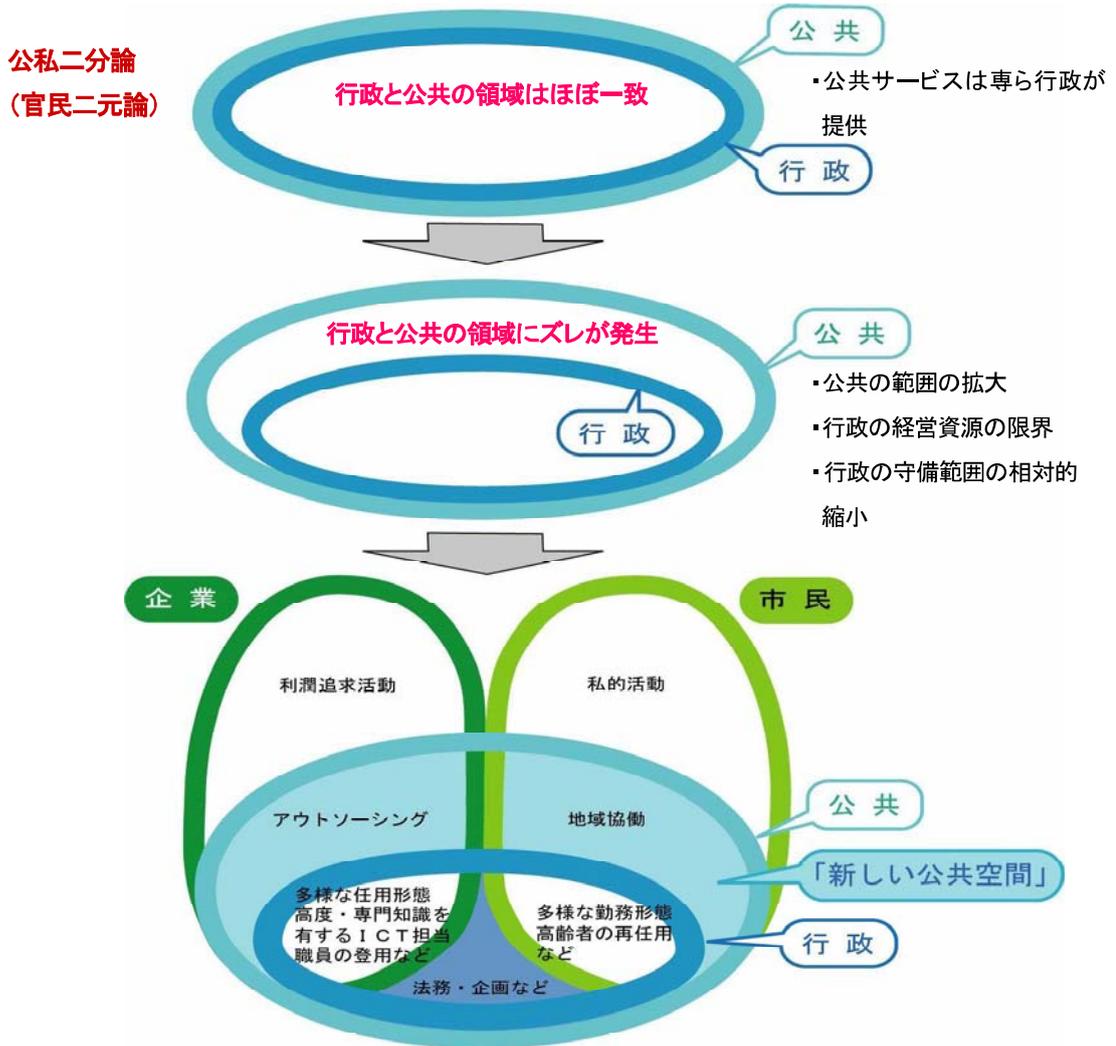
No.	委員名	「本市がとるべき今後の協働体制の方向性」にかかる自由意見	新たな手法、体制(制度や組織)に的を絞った意見
3	加藤委員	<p>①行政の事務・事業の改善や市民感覚の導入（職員の協働意識の醸成） ②協働を進めるにあたって基本的なルール（指針）づくり （協働の目的、公的財産の適正な提供、事業実施後の評価体制） ③協働の手法（補助・共済・委託・後援・事業協力）の確認 ④民間組織の連携（市民・自治会・活動団体・法人組織・産業・企業） ⑤ボランティア登録制度（人材（団塊の世代）：知識・技能、団体：活動目的やノウハウの把握） ⑥地場企業の社会貢献活動の把握（協働への取り込み）</p> <p>（その他）協働における留意点 ・市民と行政が対等な関係にあること（対等） ・市民と行政が自らの立場（特性・能力・責任）が把握されていること ・市民と行政がお互いをよく理解しあうこと（相互理解）</p>	<p>①市民提案型（課題解決） ②行政からの提案（アウトソーシング） 協働事業の洗い出：施設管理・イベント・講習会・調査研究・広報・防犯清掃 ③モデル事業の実施 ④協働意識の啓発（研修会・フォーラムの開催・次世代リーダー育成）</p> <p>・市民と行政が目的を共有化し認識を深めること（共有） ・市民と行政の協働の関係が公開されていること（公開） ・市民と行政が協働することで変革の意識を向上させること ・協働の期間を定めること</p>
4	小池委員	<p>前回並びに18日に話を聞かせて頂き、現行制度を踏まえ、今後の協働体制については全般的な制度議論ではなく、具体的な特定分野を多くても3分野に絞り、その取り組みの現状の課題について整理を行い、その課題を克服する方法及びその体制について、やはり具体的な議論を行い、提言としても、具体的な内容に出来ればと考えます。</p> <p>具体論に拘る理由と致しましては、全般的な話をし、かつ制度的な話に特化する事に抛り、最終的な提言及びその結果の施策が抽象的なものになる事を懸念しているからです。</p> <p>また、「協働」の分野は非常に対象が広く、今後も広まる事が期待される中で、全般的な議論をする事に抛り、抽象的な内容になる事を懸念します。（制度論にしても、「全般」に拘る結果、結果的にあまり効率的かつ効果的では無い制度になる可能性があります）</p> <p>特定する分野と致しましては、これまでの議論も踏まえ、市民サービス」「経済」「教育」等が個人的には興味を持っています。</p> <p>特定分野での取り組み内容を詰め、それを制度化、組織化する事に抛り、他の分野への展開、全般的な組織化、制度化も効果的に行えるのではと考えます。</p>	<p>左記の考えを踏まえ、今後の制度・組織については、今回の提言の中で、特定分野の「協働」について新たな組織・制度を作る事を提案します。（既存の制度・組織の拡張・改変等になるかも知れませんが、今回の提言の目に見える形での成果に出来ればと考えます）</p> <p>例えば「官民協働経済活性化室（市川おもてなし課）」のような組織を新たに立ち上げ、官民協働での市川の経済の活性化のみを検討する組織を経済部（既存の担当組織の中）に設置する等の考えです。</p> <p>制度面について言えば、この新たな組織が新たな施策を行う上で必要となる制度を都度、必要に応じて作るという形になるかと思えます。</p> <p>本件について一つ、具体例を挙げさせていただきます。前回議論になりました、「市の施設の効果的な活用」の観点から、少しでも多くの方、特に市外の方に市川市に来て頂き、市の施設、例えば「東山魁夷記念館」に来て頂けるようにする為の施策として「市川市民観光アンバサダー制度」を提案します。市川在住の方が自分の名刺（理想的に言えば会社の名刺ですが、それは難しいので個人的な名刺でも結構です）、その中に「市川市民観光アンバサダー」の名称を記入する事を許可し、その名刺を提示すれば、東山魁夷記念館を無料で訪問出来るという制度を作るという物です。この結果、市民の市川に対する意識の向上、市への来訪者の増加、記念館の来場者の増加、結果としての市の経済への貢献等が効果として考えられます。</p> <p>この新組織は、このように官民協働による市への経済活性化を目的とした新たな施策を既存の部署と協力しながら実施する事を期待出来るものとなります。</p>
5	秦泉寺委員	<p>市民との協働は、住民自治の観点から望ましいことであり、積極的に推進すべきだと考える。ただし、仮に本市の事情として、そうした一般論というよりも、「厳しい財政状況の中でも公共サービスを滞りなく提供できるようにするため」という切迫した目的があるのであれば、「方向性」を総論的に論じるよりも、現在もしくは近い将来提供が厳しくなると考えられている公共サービスを具体的に洗い出したうえで、しかるべき観点からそうしたサービスを絞り込み、それについて市民との「協働」を可能にする仕組み作り着手してはどうかと考える。</p>	<p>既存のあり方に関しては、類似した制度・組織が林立しているようにもみえる。多様な社会状況、ニーズに柔軟に対応しているとも考えられるが、仮に縦割りで横の連携がとりにくいがために生じている弊害があるのであれば、制度・組織の単純化・スリム化を図る方向で見直しが求められると考える。</p>

No.	委員名	「本市がとるべき今後の協働体制の方向性」にかかる自由意見	新たな手法、体制(制度や組織)に的を絞った意見
6	鈴木委員	<p>本件を検討するに当たり、次のSTEPを考えます。</p> <p>【1】市川市が思っている課題の列挙（市民の声も含め） まず、本件を検討するにあたっては、市川市が「協働」において課題と思っていることを細かい点まで挙げていただきたいと思います。 例）・現在の財務状況から現行の行政主導の項目の見直しが必要 ・現行の協働事業提案制度が活用されない。ボトルネックがある。 ・市民の行政に対する●●の点での満足度が低い。 ・行政の市民要望に対する対応の迅速化が求められている。等 （余談）国では「市場化テスト」をやっていますが、市川市でもされていたのでしょうか。された場合実施結果の共有をお願いできればと思います。</p> <p>【2】あるべき姿（理想）の姿の検討 これについては、国内外を含めた成功事例等から市川市に落とし込んだときにどうかを検討。その他、市民目線での市川市にあってほしい姿などを検討。</p> <p>【3】【1】の課題に対する解決策の検討及び【2】の理想論について議論し着地点を検討。 課題に対する解決策（手段）を検討しながら、理想のモデルに近づけるための内容を検討し、着地点を検討（複数案）。</p> <p>【4】複数案からの絞り込み 案に対してプライオリティを策定。実現性・時間軸・市民から強く求められているもの等の軸から検討する。</p> <p>【5】暫定のあり方の決定及びPDCA（KPIも設定） ただ、これもPDCAを回さないと見えない課題や問題が潜んでいる可能性が高いので、継続して見直しを行っていく。</p>	<p>左記の内容が決まり次第検討する内容だと思うので、現時点では特に意見はございません。</p>
7	田平委員	<p>(1)《大前提》：税収右肩下がり、将来の(主要幹線道路完成後の生活道路建設・下水道建設等々の事業)支出項目が累々としている本市の現状では、現市長の説かれる行財政改革指針「入るを図りて、出ざるを制す！」の精神で、全ての支出の聖域無き見直しと、効率化が必要です。</p> <p>(2)《見直し方針》：失敗や反発を恐れず、正しいと思われる事を実行する事です。膨らみ過ぎた行政サービスの中で、本当に行政が担わねばならぬ事は、本当は1/2~1/3程度と考えられ、毎年新たに、50億円程度に相当する既存事業の支出カットを企画して、Plan→Do→Seeのサイクルを回す必要が有ると考えます。（→新規事業枠も確保可能です。）</p> <p>(3)《市民の責務》：平成22年事業仕分けテーマ「ドッグラン」は、行政が手を引くと言ったら民間側が自主管理を提案して来ました。民間にとって本当に必要なサービスは、いざとなれば民間側が自己負担で実施するという教訓です。行政が手を引いた時、民間がフォローしない事業は、本当は絶対必要な市民サービスではなかったという証拠です。</p> <p>(4)《民間の活力活用》：コスト感覚の薄弱な行政サービスは、行政経営赤字の根本原因です。民間企業経営者・幹部は、倒産の危機感をバネに、事業の黒字化を徹底して追求します。国鉄・郵政等の民営化の例の如く、外注・民営化によって、行政から切り離せる部門は、徹底的に切り離して、行財政改革を推進する必要があります。</p> <p>(5)《行政施策の効率化の手法》：膨らみ過ぎた行政サービスの効率化の手法は、①行政業務内容の効率化、②外注によるコストダウン・行政スリム化、③縦割り弊害を改善する業務統合化・一人二役化等です。</p>	<p>(1)《少数化→精鋭化》：行政定員を温存すると、中々、行政の業務効率化は進みません。定員を削減し、効率化・外注化・統合化を進めざるを得ない環境をつくる必要が有ります。</p> <p>(2)《部・課の数の削減推進》：現在の行政マンの業務姿勢を見ると、組織縦割りの弊害で、自己の守備範囲を狭く限定し、楽をしようとする姿勢が遺憾ながら窺えます。組織を統合して、効率化・外注化・統合化を進め易い環境を創るべきと考えます。</p> <p>(3)《行政職員の人事考課の改善》：民間に比べ、日常業務での貢献度・労働生産性に対する処遇の差が少なすぎます。労働者天国と言われる官の仕事振りにメスを入れて、働かざる者食うべからず！嫌なら辞めよ！の精神で、少数精鋭化の施策を増やすべきです。</p> <p>(4)《総人件費の削減》：外郭団体を含めると行政予算の4割を占めると言われる人件費にメスを入れ、(最終的に物やサービスに変わる)真水の予算額を増やすべきです。</p> <p>(5)《市川版「新しい公共」を繁殖》：街づくり活動組織を育成し、独り立ちさせ、行政が手を引く分野を肩代わりさせて、市民サービスに大穴が空かない仕掛けを継続的に進めるべきと考えます。</p>

No.	委員名	「本市がとるべき今後の協働体制の方向性」にかかる自由意見	新たな手法、体制(制度や組織)に的を絞った意見
8	平田委員	<p>○市民やNPO, ボランティア等の知見を市政や市の各事業活動に活かすとともに, 市財政の負担軽減のためにも「協働」を積極的に推進する方向性を明確に打ち出し, それを市民に広くご理解いただく。</p> <p>○住民ニーズの多様化や地域の課題が複雑化, 高度化して, 行政に期待される役割が徐々に広がっているが, 行政だけで「公」を担うには限界がある。今後は, 公共領域の課題を市民が自主的に解決していこうという気運を高めていくことが大事。</p> <p>○その際には, 市民, 地域, 各種団体, NPO, 民間企業(CSRの一環), 行政等が共通の目標を実現するため, それぞれの役割と責任に基づいて行動し, 対等の立場で連携する協働のまちづくりをめざしていく必要。</p>	<p>○協働を積極的に推進する体制の整備(行政側、市民側の主体の育成)、各活動主体間のコーディネート体制の充実(これは行政の重要な仕事)と情報の共有</p> <p>○無秩序な形で事業提案を数多く出されても、行政は何でもかんでも支援や補助はできないだろうから、市として優先すべきテーマを示すのも一つの方法ではないか。</p>
9	福井委員	<p>“より安全で住み良い我がまち”は誰でもが望むところであり、当然との思いがあります。しかし日常、不便を感じる事、又は危険を感じる所など思いはしつつも、それを発信していこうと云う点にはつながって行かない場合が多い。地域のコミュニケーション不足や、又云ってもやってももらえないだろうと云う消極的な人も少なくない。</p> <p>平成18年に市民や自治会、NPOや商店会、民間企業等から、地域の身近な課題について、協働で解決して行こうという「協働事業提案制度」が立ち上がって5年位になるが、平成23年度第10回市政戦略会議の[資料3]によると、市民、自治会、子ども会、商店会等では「実績無し」と云う事の様ですが、課題が出なかったのか、或は課題が出たが解決につながらなかったのか、課題が出なかったとすれば、この制度の認知度が不足していたのではないかとも思われるが、どうなのでしょう。</p>	<p>市政の情報を出来るだけ多く発信して行く事と、市民や自治会、NPO、企業、大学等、民間の活力を積極的に取り入れ連携し、幅広い事業の協働が図られる様、一層の努力が必要と思います。</p>
10	森委員	<p>市民への行政サービスという行政としての本来業務については、引き続き、事業委託や臨時職員、非常勤職員等の戦力を活用して、経費の削減に努めながら、本体の管轄の中で運営する。</p> <p>他方、本来業務から分離出来るもの、また今後、市の中長期の基本計画において民間のノウハウや能力を活用できる案件、あるいは協働体制を組織することによって新たに雇用や産業の創出が可能となる事業については、行政・市民民間NPO・企業が協同で事業の企画・推進・運営を行う新しい協働事業制度の創設を検討することが必要と考える。</p> <p>その際の課題としては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働事業として適合する事業(行政サービス)の定義 ・事業の内容 規模に応じた適切な仕組み作り ・新規事業に対応する行政組織内部の横断的な推進体制作り(縦割りの弊害・行政内部での権限と責任) また、民間NPO・企業との言葉や考え方の違いなど ・市民NPO側における人的組織を含めた運営・管理などの受け入れ体制 ・事業計画の審査体制 ・事業資金の確保 <p>などが考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業推進制度の創設 従来の「協働事業提案制度」を1%制度に併合させる形で 行政・市民、民間NPO企業が協同で事業計画の策定や運営をすすめる協働事業推進制度を設立する。 ・行政内部における協働事業推進課の設立。 行政内部での関係部門間の意見や諸規制の調整、および 行政側からの事業への参画。 ・1%活動団体支援制度の改正 インキュベーション制度としての従来の1%支援制度の仕組みは存続させ、1%の予算枠(現状 納税額1% 約3.6億円に対して約2000万円を活用)の範囲で支援する。市民届け出による支援額の決定ではなく、審査会の意見に基づき市が決定する。また、従来の50%の自己資金負担を撤廃して事業の一部、あるいは案件によっては全額を支援する。 ・協働事業活動団体協議会の設立 案件によっては、従来、地域・個別に活動してきた市民NPO団体について、協議会を設立して横断的な連携組織化することにより、面としての事業遂行能力を高める。 ・協働事業審査会の設置 従来の1%審査会では申請団体の資格要件や申請内容について書面審査し、最終的な支援金額は市民の届け出によって決定したが、これを、協働事業審査会とし、申請団体のヒアリングなども含め、事業内容や収支計画などの審査とともに、支援金額の内容についても審査して意見書を提出する。

山口市「山口市協働推進プラン」(平成21年3月策定)より

「新しい公共空間」の形成イメージ



「分権型社会における自治体経営の刷新戦略（分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会 平成17年3月）」を一部加工

新聞記事抜粋資料

「協働まちづくり協定を再締結 ～市と元気！市川会～」
(平成 24 年 4 月 14 日発行 市川よみうり)

[掲載記事はこちらをクリック\(市川よみうり新聞社 WEB サイトへ\)](#)

元気！市川会の歴史 (11年間)

	全体	駅広/自転車対策	防犯カメラ/LED/地域放送設備等	歴史の分類												
2001 平成13年	3月	CUCユニバーシティフォーラム 「中心市街地活性化フォーラム」開催		「リノベーション市川」 の時代 (元気！市川会発動期)												
	4月	リノベーション市川活動開始														
	6月		不法営業の露店商を排除 市川市長参加で自転車規制開始を決意													
	10月		駐輪無法地帯を改善 歩道内駐輪場を設置													
2002 平成14年	4月	市民アンケート実施		市民アンケートのニーズ実現 ⇒元気！市川会の発足理由												
	6月	アンケート分析結果を市長に報告(第1回)														
	8月	アンケート分析結果を市長に報告(第2回)														
	12~3月	「市川駅北口周辺商業活性化策」訂回策定懇談会」の 「市川駅北口周辺商業活性化策」訂回策定懇談会」の 「市川駅北口周辺商業活性化策」訂回策定懇談会」の														
2003 平成15年	3月	元気！市川会発足(メンバー42名) 第1ステージ開始		官主導 「元気！市川会 第1ステージ」 事務局:官 *官が全面的に推進・育成 *明治時代の「殖産興業」 やってみせて やらせてみて...												
	4月	先進地域見学会2回実施 勉強会開催(毎月)														
	5月	元気！市川会 商業部会発足														
	10月	10/1市川市長に提言書提出 「市川駅北口周辺振興整備計画」														
2004 平成16年	1月	タクシーストア、バス会社と懇談		「元気！市川会 第2ステージ」 事務局:官 + 民												
	3月	3/30市川市長と「街づくり協定書」締結 第2ステージ														
	4月~	商業部会が定期会合(毎月) 元気！市川会のDNA継承														
	夏		駅広交通体系改善で問題浮上 シェルターのアイデア誕生													
	10月	10/10市川まつり開催														
2005 平成17年	7月		地域防犯カメラ1次建設(民間5基) 7/4始動式	<table border="1"> <tr><td></td><td>官</td><td>民</td></tr> <tr><td>官(アイデア)</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr><td>民(反対派)</td><td>◎</td><td>○</td></tr> <tr><td>金(賛成)</td><td>◎</td><td>○</td></tr> </table>		官	民	官(アイデア)	◎	◎	民(反対派)	◎	○	金(賛成)	◎	○
		官	民													
	官(アイデア)	◎	◎													
民(反対派)	◎	○														
金(賛成)	◎	○														
夏		北口車道部分の改修工事開始														
10月	10/9第2回市川まつり															
2006 平成18年	~11月		市川駅自転車対策懇談会(7回開催) 11/16市長に提言書提出	官民(1/2 + 1/2) 官だけに負担が抱っこでは 申し渡さないとの思想で 民間事業開始 協働												
	春		北口車道部分の改修工事終了													
	夏		北口歩道部分の改修工事開始													
2007 平成19年	~春		市川警察署からの働きかけ 駅南北にカメラ建設の動きを推進	協働												
	5月	駅広の舗装、シェルター建設完成、感謝の 会開催 第3ステージ	北口歩道部分の改修工事終了 記念樹コウヤマキ植樹													
	11月	飲酒運転追放市川駅周辺地域協議会結成	地域防犯カメラ39基建設 行政へ寄贈													
2008 平成20年	12月		第1回イルミネーション開始 LED 7,000球	「元気！市川会 第3ステージ」 事務局: 民 民間事業が中心！												
	8月		市民マナー啓発ポスター製作/掲示(44 基)													
2009 平成21年	秋		シェルター・歩道クリーニング(第1回) LED 30,000球	<table border="1"> <tr><td></td><td>官</td><td>民</td></tr> <tr><td>官(アイデア)</td><td>○</td><td>◎</td></tr> <tr><td>民(反対派)</td><td>○</td><td>◎</td></tr> <tr><td>金(賛成)</td><td>△</td><td>◎</td></tr> </table>		官	民	官(アイデア)	○	◎	民(反対派)	○	◎	金(賛成)	△	◎
		官	民													
	官(アイデア)	○	◎													
民(反対派)	○	◎														
金(賛成)	△	◎														
7月		高層駐輪場の建設開始														
10/4	第5回市川まつり	シェルター・歩道クリーニング(第2回) 歩道内駐輪場の回転率向上活動	第3回イルミネーション開始 LED 40,000球													
2010 平成22年	2月	2/16元気！市川会7周年「リノベーション市川」 周年合同祝賀会開催 2/13市川市景観 賞受賞	防犯カメラ4基建設 地域情報放送設備(10基)の建設	官民(1/4 + 3/4) 協働												
	4月		防犯カメラ・放送設備を行政に寄贈													
	9月	市民満足度アンケート実施(回答300名以上)	北口歩道内駐輪場全面廃止		防犯カメラ・放送設備を行政に寄贈											
2011 平成23年	10-12月	10/3第6回市川まつり 飲酒運転撲滅キャンペーン	違法駐輪自転車簡易移送治具(市川工 高製作)を市に寄贈(2台) コウヤマキが夏枯れ⇒オウソクジュワドリ 植樹 リノベーションプロジェクト 「市川駅北口周辺振興整備計画」(第3回)	<table border="1"> <tr><td></td><td>官</td><td>民</td></tr> <tr><td>官(アイデア)</td><td>○</td><td>◎</td></tr> <tr><td>民(反対派)</td><td>○</td><td>◎</td></tr> <tr><td>金(賛成)</td><td>△</td><td>◎</td></tr> </table>		官	民	官(アイデア)	○	◎	民(反対派)	○	◎	金(賛成)	△	◎
		官	民													
	官(アイデア)	○	◎													
	民(反対派)	○	◎													
金(賛成)	△	◎														
3月	3/11東日本大震災		震災のためLED点灯休止													
7月			地域放送設備エリア別音量調整工事													
10月	「指定管理者の拡大適用」検討開始 10/2第7回市川まつり		LED再点灯													
12月	自転車マナー向上キャンペーン開始(標、旗 作成)(警察・会・市)	シェルター・歩道クリーニング(第4回)														

行政によって育成された元気！市川会は、一見、一人立ちして
いるように見えるが、行政との協働無くしては、大した事が
出来ない！ 官民協働在りの当会の存在価値である！

鹿島副支幹作成

元気！市川会第4ステージ活動テーマPDSフォロ－表（累計88・第4stage1）

平成24年3月21日 元気！市川会 事務局

課題	活動項目	活動の進め方・既往の成果	今年度の課題・留意点	関係課
1《シンセリター・舗道の洗浄・清掃で駅広の美麗化》 行政と当会とのシンセリター建設時の約束に基づき当会参画有志の費用負担で洗浄清掃実施 <u>他市は錆汚れ目立つ</u>		①資金拠出：京成バス、タカノ業界、市川ビル 各1/3負担 ②20年～駅広屋根・舗道の洗浄→汚れ除去・美麗継続 ③京葉PE施工品質良好→継続契約→付加価値↑改善	①ガム吐・鳥糞・自転車ホスター撤去・他は存続 ②清掃、白線引き完了すも、駅広屋根クレン作業は雨待ち ③12/15～少雨・極寒→駅広屋根洗浄は3月末迄に実施	道路管理 道路安全 街づくり
2《駅広・周辺道路のLED装飾で街の魅力向上》 官民協働で、通期・週末限定で駅広LED装飾実施		①西通・アイトロード・市川ビル等が協働し装飾②LED灯増加：0.9→3→4弱→4万強③突風漏電→保守→コスト↓継続	①3/11大震災・電力不足→駅広LED消灯、②10月下旬～全夜LED点灯実施、③本年3月～金・土曜夜に点灯→変更	道路管理 街づくり
3《地域防犯カメラの適正保全・使い勝手向上》 当会の代名詞的事業、駅周辺地域防犯カメラ建設・保守		①駅周辺地域防犯カメラ：合計5+25+3+7=37基建設 ②防犯カメラ設置運転は街の犯罪抑止に有効→継続実施	①行政寄付→感謝状②管理課官民協定→③防犯カメラ一覧表・画像出しレール・機器保守作業、効率的に標準化へ	警察署 防犯課
4《1%市民税獲得活動で元気！市川会資金獲得↑》 5年間累計：支援者数1,400名、交付金額約230万円		①地域に知られていない当会活動を口コミで宣伝 ②元気！市川会年間活動計画書・報告書→宣伝に利用	①大組織(クレン・バス・タクシー・警察・他)・友人(RC)頼み③前年実績：360名60万円、④1%支援制度今年も応募予定	NPOボラ 街づくり
5《民間駐輪場↑歩道自転車駐輪場廃止→歩道内駐輪禁止徹底》 官民努力で駅周辺駐輪容量↑→歩道内駐輪禁止徹底		①官民連携して、21年度に駐輪場増設750台 ②歩道内駐輪場廃止→短時間でも歩道内駐輪禁止が徹底	①駅広駐輪ルール：地域市民教育完了→②市民マナーと交通マナーとの3業務統合提案→③24年度、一部統合の方向？	自転車対 策課+他
6《歩道内自転車運転マナー向上→歩行者安全確保》 歩道の歩行者安全↑の為、自転車マナー↑を推進		既往活動：①啓発ホスター②自転車条例(3)シンポジウム↓ 新規活動：①機24本+機30本、②街頭指導、③総割改善	①啓発ホスター駅広放送継続②歩道内自転車マナー↑活動：12/12～機24+機30で出陣式、③2月機10補強+機洗濯	警察署 交通計画
7《飲酒運転追放 市川駅・真間駅周辺地域協議会》 H19年発足、官民協働で加害者↓被害者↓追求		①警察主催の講演会・イベントで泥酔体験ゲーム活用 ①各階層のニーズ・カンゾウ→地域の大義化→事業を協働実施 ②産官学民の強みの合合力↑③エリアマネジメント・新しい公共	①当会：ビジョン共有化し協働→警察署との信頼関係↑ ②駅広放送で飲酒運転追放訴求、③警察署交通課と協働	警察署 交通計画
8《駅周辺の行政施策の品質(=兼用対効果)向上》 官・民の連携で、行政施策の費用対効果・品質向上		①目的：交通安全マナー啓発・防災・防犯↑国体等のイベント盛上 ②民間建設→行政寄付→管理課負担、③22年～放送継続	①駅周辺行政施策の品質↑効果↑費用↓(当会請負も視野) ②協働→小さくして回りが効いて賢い行政つくりを支援	行政推進 街づくり
9《「ウェルカムボード」地域情報放送設備「管理運営」》 街の来訪者に歓迎、挨拶、市民啓発→協働し街の魅力↑		①管理協定②市民意識啓発を継続③商店街放送音量↓ ④グッズ販売育成⑤小グループ散発、⑥グッズ目的「啓発」追究	①管理協定②市民意識啓発を継続③商店街放送音量↓ ④グッズ販売育成⑤小グループ散発、⑥グッズ目的「啓発」追究	道路管理 街づくり
10《窃盗(=万引)減滅市川駅周辺店舗協議会と協働》 駅周辺の店が警察署・防犯課と協働し万引抑止を追求		①平成23年1月に警察署長の支援で結成→活動開始 ②活動内容：万引ゼロの日、調書作成時間↓、アンケート採取	①市川警察署長主催：万引ゼロの日(制服警官の巡視↑) ②成果発表：一掃店で商品ロス大幅減少→警察署へ感謝	警察署 防犯課
11《「カーデニング」市川市川活動を駅周辺に展開》 駅広改修記念樹の育成とカーデニング活動の協働		①駅広緑の強化、②記念樹：市川RC寄贈コヤマキ立枯れ→ ③みどり管理課：植替え実施←当会感謝！	①官民で協働育成、②RC記念碑：再興の時期？③市川市長主催カーデニング活動：当会との協働の模索開始！	カーデニング 街づくり
12《その他の新規テーマ》 ???		①新しいニーズ→②各階層のWin～Win関係↑テーマに止揚 ③産官学民の相互の経営資源の有効活用→相乗効果↑	①第二部懇話会で情報と感情の共有化推進 ②知恵を出し、汗を流さ、金を出さず Win～Win 関係復活発展	??? 街づくり

《参画組織》①市内会長・自治会長有志、②駅周辺商店会長、③駅周辺大型店・有力企業、④商工会議所、⑤バス会社、⑥タクシー協会、⑦地元大学、⑧警察署、⑨市役所有志(現+OB)

昨年末、認識と向い感想と現在も保有中！ 歩道内自転車置場廃止処置への市民の反応と改善方針 (6)

平成 22 年 12 月 16 日 元氣！市川会 代表

1. 本報告書の概要
 - (1) この度 (平成 22 年末までに) 市川駅北口に、市民運携して駐輪場が 700 以上増強され、歩道内自転車置場を利用していた 350 台の自転車を、収容する事が可能との見通しがありました。
 - (2) 2 月～広告入りポスターの配布、モニター看板掲出、地域情報放送設備での広報、地域ニュースでのニュー・配信等で、市民へ充分に事前告知を行い、4 月 1 日朝から北口歩道内の自転車置場全面廃止を始めました。

2. 市川駅北口に於ける駅周辺自転車置場環境問題と改善施策の経緯

- (1) ~平成 13 年 09 月：駐輪無法律地帯全国ワースト 20 位内ランクイン(?)との汚名が流れる程、酷い状況
- (2) 平成 13 年 10 月～：リパリエーション市川と行政との協働で、「館(歩道内自転車置場)と館(違反自転車撤去)の使い分け」で、駅前から不法駐輪自転車を一掃 → 市民の支持率 ≥ 93%
- (3) 平成 17~18 年頃：「自転車対策懇話会」で、駅周辺に行政主導で 4~500 台の駐輪場整備を合意
- (4) ~平成 20 年：諸々の騒音で行政主導では実現されず、民間側が約 600 台の駐輪場建設を決議
- (5) 平成 21 年 7~12 月：実績 1000 台/日の市川ビル駐輪場の高層化工事期間中に、不法駐輪を増やさない為、歩道内自転車置場の回転率向上を目指す「市民協働プロジェクト」活動を展開して成功
- (6) 平成 22 年 02 月～：北口歩道内の自転車置場全面廃止を諸チャネルで、市民へ事前告知・宣伝！
- (7) 平成 22 年 04 月 01 日～：9 年間継続された北口歩道内の自転車置場全面廃止の実行開始
- (8) 5 月～地域情報放送設備を使い「自転車置場全面廃止へのご協力に感謝メッセージ」を 5 ヶ月間発信！
3. 4 月以降・その後、浮かび上がった駐輪問題のニーズ・ウォンツ
 - (1) 指導員の存在は貴重：指導員の監視下では問題ありませんが、現在は様子見状態！
 - (2) 17 時以降の監視：街には 19 時まで監視して欲しい等の要望も有りますが、現在は様子見状態！
 - (3) 駐輪指導員の連携力：良き対応には、市民も丁寧に対応するので、街の雰囲気も加算的に好転中。
 - (4) 民間の自防努力が拡大：集客力確保の為に、自社所有地内に駐輪場を建設する動きが開始されています。
 - (5) 自転車対策課と協働：鈴木副主幹転出後も、自転車対策課 課長・岡村が、当会へ出席し初回の継続中！

4. 市民アンケート結果 → 「歩道内自転車置場廃止」は圧倒的な支持！

- (1) 市川地域で今秋約 350 通の市民アンケートの解析結果で、賛否活動は市民の圧倒的支持を受けています。
- ① 駅周辺の駐輪場改善台数増強を (高) 評価する。② 歩道内自転車置場廃止を (高) 評価する。③ ② 賛：反対 2%
- ④ 駅前前の歩道への長時間駐輪対策：現状で OK；35%、行政が建設希望：28%、企業が駐輪場設置：34% (cf. 別紙)

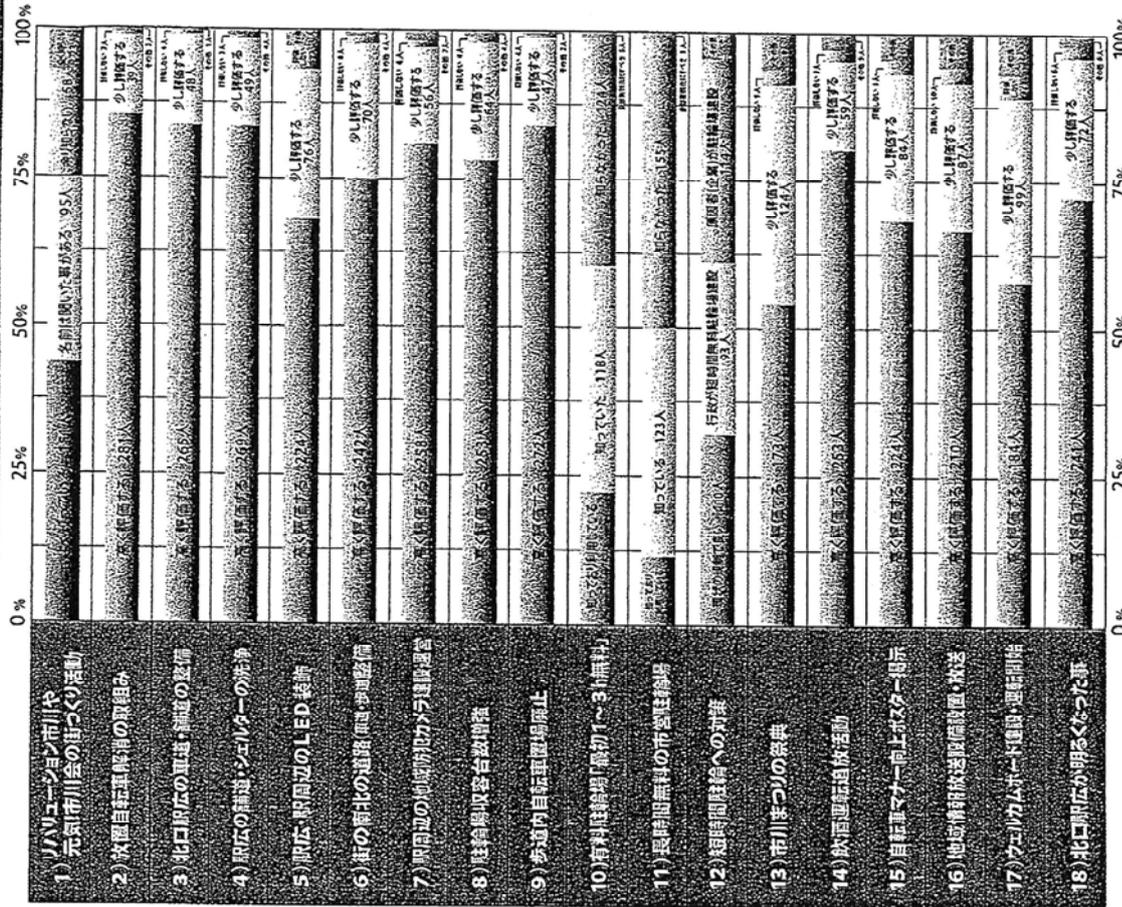
5. 多くの部的小さな声 (一部のクレーム・投書) への対応方針 (案) (6 訂正)

- (1) クレームの種類：① 銀行に用足しに来た。以前は置けたのに何故置けない？ ② 私には年寄りだ。所定の駐輪場に自転車を運ぶのは大変だ！ ③ 歩道内自転車置場廃止は、駅前商業者たちが会社の儲けか？
- (2) 対策案：④ 銀行駅には自前の駐輪場設置を呼び掛け、⑤ 歩道に 100 円 / 15 分の高額機械式駐輪場新設
- (3) ⑥ 歩道の本質 (長時間無料で駐輪希望) は自防努力で、駅前諸商販と同等に願うべきで、以上

放送を評価する会は 92% の高率です。

市民アンケート調査結果

H22.11現在



「千葉県の玄関口として
風格・賑わい・活気
溢れる街づくり」を進める
元氣！市川会